

＜栃木県版＞

初めて届出する診療所向け

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)届出方法について

次の **1. 準備** → **2. 作成** → **3. 届出** の手順で届出ください。

1. 準備

厚生労働省特設ホームページからエクセルをダウンロードする。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/>

seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ お問い合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

Google カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保障 > ベースアップ評価料等について

ベースアップ評価料等について

「令和6年度診療報酬改定における賃上げ」に係る医療機関・訪問看護ステーション向け特設ページです。
医療機関・訪問看護ステーションの職員の賃金改善を診療報酬でパックアップしています。

【重要】令和7年3月3日までにベースアップ評価料を届出している医療機関・訪問看護ステーションの皆さまへ
以下の資料を必ずご確認ください。

届出している医療機関・ステーション用) [8.8MB] ◎ [NEW]
機関・ステーション用) [9.3MB] ◎ [NEW]

ここからエクセルを
ダウンロードして入手
「ベースアップ評価料」専用届出様式

2. 届出様式(医療機関用)

□外来・在宅ベースアップ評価料(1)のみを届出する場合(評価料1事例届出様式)★よりシンプルになりました
X ベースアップ評価料専用届出様式(Excel形式) [370KB] ◎ [2025.3.31UPDATED]

○上記以外の場合(従来版様式)
X ベースアップ評価料届出様式(Excel形式) [331KB] ◎ [2025.5.28UPDATED]

ベースアップ評価料等に係る届出については、医療機関の所在地を管轄する地方厚生(支)局都道府県事務所ごとに設定された専用メールアドレスにExcelファイルを提出することにより行ってください。また、メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面で提出してください。詳細は下記PDFファイルをご覧ください。
PDF 届出様式記載上の注意 [260KB] ◎ [2025.3.31UPDATED]
PDF 都道府県別専用メールアドレス一覧 [103KB] ◎

賃金改善実績報告書
各年8月に提出する「賃金改善実績報告書」については、「賃金改善実績報告書様式(医療機関用・訪問看護ステーション用)」をご覧ください。

2. 作成

エクセルの3つのシートを作成する。

- ① 別添シート：医療機関の情報を入力する。
 - ② 計画書シート：賃金改善の計画を確認する。
 - ③ 届出書シート：届出内容を確認する。

① 別添シート

別添	<p>外来・在宅ベースアップ評価料(1) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)</p> <p>の施設基準に係る届出書添付書類</p>																																	
届出種別	新規届出																																	
	<p>※「計画届出」は、以下に「外来・在宅ベースアップ評価料(1)」等の届出を行っており、算定を開始している 医療機関が、毎年8月の実績改善率見込み届出に随伴して提出して下さい。</p> <p>医療機関が、毎年8月の実績改善率見込み届出に随伴して提出して下さい。</p> <p>以下について確認の上、記入を戴すること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 每年8月において、前年度の資金改善率の取組状況について、様式98により、「資金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。</p> <p>◎届出に関する事項</p> <p>1 保険医療機関に関する情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">保険医療機関コード</td> <td style="width: 70%;">0123456</td> </tr> <tr> <td>保険医療機関名</td> <td>●●●クリニック</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>都道府県 東京都 住所 株式会社●●●●●●●●●●</td> </tr> <tr> <td>開設者名</td> <td>橋本 太郎</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>担当者名: 宇都宮 四郎 電話番号: 028-622-2655</td> </tr> </table> <p>2 届出を行う評価料(届出を行った月に記載すること)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(1)</p> <p><input type="checkbox"/> 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)</p> <p>※ 両方を届出する保険医療機関にあっては、両方とも記載すること。</p> <p>3 届出年月日 令和 8 年 2 月 27 日</p> <p>○算定期間に関する事項</p> <p>4 ベースアップ評価料算定期間</p> <p>① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 令和 8 年 3 月</p> <p>② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月(原則として3月) 令和 8 年 3 月</p> <p>※ ベースアップ評価料は、届出した日の翌月1日(其の最初の曜日)に届出した場合は、当月1日から算定可能。</p> <p>5 外来・在宅ベースアップ評価料(1)等により算定される金額の見込み</p> <p>【前述1か月間の算定回数(実績)】※記載上の注意2~10参照</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">算定回数の項目</th> <th style="width: 50%;">算定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 初診料等</td> <td>100 回</td> </tr> <tr> <td>② 再診料等</td> <td>500 回</td> </tr> <tr> <td>③ 診療料</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>④ 訪問診療料(同一建物以外)</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>⑤ 訪問診療料(同一建物)</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>⑥ 特別診療料</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>⑦ 再診料等</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>⑧ 診療料</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>⑨ 歯科訪問診療料(同一建物以外)</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>⑩ 歯科訪問診療料(同一建物)</td> <td>回</td> </tr> </tbody> </table> <p>ベースアップ評価料による算定回数の前年度からの継続予定額 0 円</p> <p>① 初回出診料及び前年度からの継続がない場合は(既に記載)ること。</p> <p>② 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(1)等による算定金額の見込み (①の1か月当たりの金額を含む) 16,000 円</p> <p>○資金改善率に関する事項</p> <p>※ ベースアップとし、基本枠又は決まって支払われる手帳(以下、「基本枠等」という)の引上げ(以下、「ペア等」といわゆる)を行い、定期改善率は算まらない。</p> <p>※ 対象職員は、主として医師に係る被扶養医師(医師及び歯科医師を含む)をいう。記載上の注意11参照。</p> <p>6 資金改善実施期間</p> <p>① 届出に係る年度において資金改善を開始する月 令和 8 年 3 月</p> <p>② 届出に係る年度において資金改善を終了する月(原則として3月) 令和 8 年 3 月</p> <p>※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にペア等による資金改善を実施する必要がある。</p> <p>「届出に係る年度において資金改善を開始する月」「届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以降とする。</p> <p>7 対象職員(全体)の資金改善率見込み額</p> <p>① 対象職員(全体)の基本枠等に係る1か月の資金改善率見込み額 13,734 円</p> <p>② ①に10%減、時間外手当等の増加見込み額(額面と下限の場合はとして算わない) (参考)法定福利費(事業主負担分)を含む場合の見込み額 0 円</p> <p>③ ②に10%減、時間外手当等の増加見込み額(額面と下限の場合はとして算わない) (参考)法定福利費(事業主負担分)を含む場合の見込み額 16,000 円</p> <p>※ 「対象職員(全体)の基本枠等に係る1か月の資金改善率見込み額」には、「当該届出に係る年度において資金改善を開始する月」における対象職員(全体)の1か月の基本枠等の達成率の見込みを記載すること。</p>			保険医療機関コード	0123456	保険医療機関名	●●●クリニック	所在地	都道府県 東京都 住所 株式会社●●●●●●●●●●	開設者名	橋本 太郎	連絡先	担当者名: 宇都宮 四郎 電話番号: 028-622-2655	算定回数の項目	算定回数	① 初診料等	100 回	② 再診料等	500 回	③ 診療料	回	④ 訪問診療料(同一建物以外)	回	⑤ 訪問診療料(同一建物)	回	⑥ 特別診療料	回	⑦ 再診料等	回	⑧ 診療料	回	⑨ 歯科訪問診療料(同一建物以外)	回	⑩ 歯科訪問診療料(同一建物)
保険医療機関コード	0123456																																	
保険医療機関名	●●●クリニック																																	
所在地	都道府県 東京都 住所 株式会社●●●●●●●●●●																																	
開設者名	橋本 太郎																																	
連絡先	担当者名: 宇都宮 四郎 電話番号: 028-622-2655																																	
算定回数の項目	算定回数																																	
① 初診料等	100 回																																	
② 再診料等	500 回																																	
③ 診療料	回																																	
④ 訪問診療料(同一建物以外)	回																																	
⑤ 訪問診療料(同一建物)	回																																	
⑥ 特別診療料	回																																	
⑦ 再診料等	回																																	
⑧ 診療料	回																																	
⑨ 歯科訪問診療料(同一建物以外)	回																																	
⑩ 歯科訪問診療料(同一建物)	回																																	

② 計画書シート

附註

貢金收納実施期間（令和 7 年度分）

係員名前略記コード
係員名前略記番号

0124056

●●● フリニック

【1】 貢金收納実施期間及びベースアップ料額算定期間

令和 7 年度貢金收納期間 令和 7 年度ベースアップ料額算定期間

令和 7 年度 3 月 ～ 令和 7 年度 3 月 1 月 ～ 令和 7 年度 3 月 1 月

【2】 ベースアップ料額算定期間

令和 7 年度 3 月 ～ 令和 7 年度 3 月 1 月

※ベースアップ料額算定期間は、基準額は決めて支拂未済の場合は「0」、基準額（= 1）の倍数（以下、「アキ」）という。また、アキの場合は「アキ」。

※アキの場合は「アキ」。

【3-1】 ベースアップ料額算定期間より算定する貢金額の込み（「(1) の範囲」）

16,000 円

（1）支拂未済の場合は「0」。

（2）支拂から最終回迄（月）年間貢金額の内訳表

16,000 円

（3）支拂から最終回迄（月）年間貢金額の内訳表

16,000 円

【3-2】 同年度による支拂料額算定期間より算定する貢金額の込み（「(1) の範囲」）

16,000 円

（1）支拂未済の場合は「0」。

（2）支拂から最終回迄（月）年間貢金額の内訳表

16,000 円

（3）支拂から最終回迄（月）年間貢金額の内訳表

13,754 円

本計算書の記載内容に虚偽が無いことを認証するをもとに、契約内容を記載する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年度 2 月 27 日 誓約者名： 関根 大輔

【契約上の約款】

1 「アキ」の算定期間は、「貢金額」を「各セグメントベースアップ料額（「1」）」とし、「貢金額」を各セグメントベースアップ料額（「1」）で割り算して求めます。

2 「(1) 貢金收納実施期間」は、西暦 1 月（西暦 1 月まで貢金額の算定期間を含む場合）から西暦 3 月（西暦 3 月まで貢金額の算定期間を含む場合）です。

3 「(2) ベースアップ料額算定期間」は、西暦 1 月（西暦 1 月まで貢金額の算定期間を含む場合）から西暦 3 月（西暦 3 月まで貢金額の算定期間を含む場合）です。

4 「(3) 支拂から最終回迄（月）年間貢金額の内訳表」については、財務状況のアキ度（アキ度）により、税理士、税理士会員、税理士会員登録者（専修業者等）等の監督が付けて、下記（1）、(2) のうち、1 つをベースアップ料額算定期間に算定する貢金額の範囲」として認めたとき。

5 「(4) 同年度による支拂料額算定期間」については、財務状況が改められた場合の内訳表（この場合は「(3)」と同様）と、支拂から最終回迄（月）年間貢金額の内訳表（この場合は「(2)」と同様）のうち、どちらかでもある貢金額算定期間においては、前年度の対象貢金額の取扱いを変更する旨に同意する旨の内訳表による計算によって算出しない。

6 「(5) 基本額による貢金の見込み額（「1ヶ月料」）」については、「貢金收納実施期間（「1」の範囲）における対象貢金（「1」）の基本料年総額の算定期間の見込み額を記載すること。

③ 届出書シート

別添2										
特保診療料の旅費基準に係る届出書										
<table border="1"> <tr> <td>保険医療機関コード 又は保険薬局コード</td> <td>0123456</td> <td>届出番号</td> <td></td> </tr> </table>		保険医療機関コード 又は保険薬局コード	0123456	届出番号						
保険医療機関コード 又は保険薬局コード	0123456	届出番号								
連絡先										
<p>担当者氏名： 宇都宮 四郎 電話番号： 028-622-2655</p>										
<p>(提出事項)</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> 外來・在宅ベースアップ評価料(1) の旅費基準に係る届出 </div>										
<p><input type="checkbox"/> 当該届出を行う約6か月間ににおいて当該届出に係る事項に鑑し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものを除く。)を行ったことがある。</p>										
<p><input type="checkbox"/> 保険医療機関をうち6か月間ににおいて医療報酬請求額又は保険薬局による保険料負担額が定める範囲を超過して請求したことがある。又は被扶養者の被扶養の程度に応じてするべき保険料負担額が定められていないこと。</p>										
<p><input type="checkbox"/> 当該届出を行う約6か月間ににおいて、被扶養者法第2条第1項第1号及び第2号の規定により、被扶養者の被扶養の程度に応じてするべき保険料負担額が定められていないこと。</p>										
<p><input type="checkbox"/> 保険医療機関をうち6か月間ににおいて、年次算定額の算定又は同一被扶養者による被扶養の度合及び被扶養の程度に応じてするべき保険料負担額が定められていないこと。</p>										
<p><input type="checkbox"/> 保険医療機関をうち6か月間ににおいて、被扶養者の被扶養の度合及び被扶養の程度に応じてするべき保険料負担額が定められていないこと。</p>										
<p>備記について、上記基準のすべてに適合しているので、旅費の様式を添えて届出します。</p>										
<table border="1"> <tr> <td>令和 8 年 2 月 27 日</td> </tr> <tr> <td>保険医療機関・保険薬局の所在地</td> <td>茨木市●●●市●●町●●●</td> </tr> <tr> <td>及び名前</td> <td>●●●クリニック</td> </tr> <tr> <td>訪問者名</td> <td>柄本 大平</td> </tr> <tr> <td>回収信送厚生省長</td> <td>殿</td> </tr> </table>		令和 8 年 2 月 27 日	保険医療機関・保険薬局の所在地	茨木市●●●市●●町●●●	及び名前	●●●クリニック	訪問者名	柄本 大平	回収信送厚生省長	殿
令和 8 年 2 月 27 日										
保険医療機関・保険薬局の所在地	茨木市●●●市●●町●●●									
及び名前	●●●クリニック									
訪問者名	柄本 大平									
回収信送厚生省長	殿									
<p>備考1 []欄には、該する旅費基準の名前を記入すること。 2 口は、面会する場合は「×」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。</p>										

入力内容のイメージは次のページ

入力内容のイメージ

① 別添シート：医療機関の基本情報を入力します。

別添

〔 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 〕 の施設基準に係る届出書添付書類

届出種別 **新規届出**

※「計画書提出」は、既に外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の届出を行っていて、算定を開始している医療機関が、毎年度の賃金改善計画書を提出する場合に選択してください

以下について確認の上、□を記載すること

每年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式98により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

◎届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

保険医療機関コード	0123456
保険医療機関名	●●●●クリニック
所在地	都道府県 栃木県
	住所 栃木県●●●市●●町●-●-●
開設者名	栃木 太郎
連絡先	担当者氏名 宇都宮 四郎
	電話番号 028-622-2655

2 届出を行う評価料(届出を行う項目に□を記載すること)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

※ 両方を届け出る保険医療機関にあっては、両方とも□を記載すること。

3 届出年月日 **令和 8 年 2 月 27 日**

◎算定に関する事項

4 ベースアップ評価料算定期間

① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 **令和 8 年 3 月**

② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月(原則として3月) **令和 8 年 3 月**

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日(月の最初の開院日)に届出した場合は、当月1日)から算定可能。

【メモ】

令和8年2月中に届出する場合
算定開始する月、算定を終了する月は
いずれも令和8年3月と入力

【メモ】

令和8年2月中に届出する場合

令和8年1月の実績を確認して入力

5 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数(実績)】※記載上の注意2~10参照

点数表の項目		算定回数
医科 点数表	③ 初診料等	100 回
	④ 再診料等	500 回
	⑤ 訪問診療料(同一建物以外)	回
	⑥ 訪問診療料(同一建物)	回
歯科 点数表	⑦ 初診料等	回
	⑧ 再診料等	回
	⑨ 歯科訪問診療料(同一建物以外)	回
	⑩ 歯科訪問診療料(同一建物)	回

⑪ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額

0 円

※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。

⑫ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み

(⑪の1か月当たりの金額を含む)

16,000 円

◎賃金改善に関する事項

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ(以下、「ペア等」という)をいい、定期昇給は含まない。

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。記載上の注意11参照。

6 賃金改善実施期間

⑬ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月

令和 8 年 3 月

⑭ 届出に係る年度において賃金改善を終了する月(原則として3月)

令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にペア等による賃金改善を実施する必要がある。

「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額

⑮ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額

13,734 円

⑯ ⑮に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点で不明の場合は0として構わない)

0 円

(参考) 法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安

16,000 円

※ 「⑮対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額」には、「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」における対象職員(全体)の1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。

【例】

⑮の賃金改善見込み額には、

⑯算定金額の見込み額(16,000円)を

1. 165で割って小数点以下を切り上げた額を入力すると、
法定福利費の事業主負担分が持ち出しにならない計算になる。

② 計画書シート：賃金改善の計画を確認する。

【メモ】

① 別添シートの情報が自動で反映されるので確認するのみ
※項目の入力はありません

別添	賃金改善計画書（令和 7 年度分）
保険医療機関コード 0123456 保険医療機関名 ●●●クリニック	
I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間	
(1) 賃金改善実施期間 令和 8 年 3 月 ~ 令和 8 年 3 月 1 ヶ月	
(2) ベースアップ評価料算定期間 令和 8 年 3 月 ~ 令和 8 年 3 月 1 ヶ月	
※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベースアップによる賃金改善を実施する必要がある。 ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下、「基本給等」という）の引上げ（以下、「ペア等」という）をいい、定期昇給は含まない。	
II-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(2) の期間中】	
(3) 算定金額の見込み	16,000 円
(4) 翌年度への繰越予定額	0 円
(5) 前年度からの繰越額（令和 7 年度届出時のみ記載）	0 円
(6) 算定金額の見込み（繰越額調整後）【(3) - (4) + (5)】	16,000 円
II-2. 当年度における対象職員の賃金改善の見込み額【(1) の期間中】	
(7) 全体の賃金改善の見込み額	16,000 円
(8) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(6) の再掲】	16,000 円
III. 対象職員（全体）の賃金改善の見込み額に係る事項	
(9) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1か月分）	13,734 円
本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。	
令和 8 年 2 月 27 日	開設者名： 栃木 太郎
【記載上の注意】	
1 本計画書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）」及「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」のことを行う。	
2 「(1) 賃金改善実施期間」は、原則 4 月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の 3 月までの期間をいう。	
3 「(2) ベースアップ評価料算定期間」は、原則 4 月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の 3 月までの期間をいう。	
4 「(6) 算定金額の見込み」については、対象職員のペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に充て、下記の「(8) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。	
5 「(7) 全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。 この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医療機関にあっては、前年度の対象職員の給与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。	
6 「(9) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1か月分）」については、【賃金改善実施期間（1）の開始月】における対象職員（全体）の 1か月の基本給等総額の増加額の見込み額を記載すること。	

③ 届出書シート：最終的な届出内容を確認する。

【メモ】

- ① 別添シートの情報が自動で反映されるの確認して☑のみ入力
※☒のみで項目の入力はありません

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	0123456	届出番号
------------------------	---------	------

連絡先

担当者氏名： 宇都宮 四郎
電話番号： 028-622-2655

(届出事項)

外来・在宅ベースアップ評価料（I）

の施設基準に係る届出

- 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和 8 年 2 月 27 日

保険医療機関・保険薬局の所在地 栃木県●●●市●●町●-●-●

及び名称 ●●●●クリニック

開設者名 栃木 太郎

関東信越厚生局長 殿

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 口には、適合する場合「✓」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。

3. 提出

エクセルを関東信越厚生局栃木事務所にメールで提出する。
＜ベースアップ評価料提出専用メールアドレス＞

【提出先】baseup-hyoukaryou09@mhlw.go.jp

エクセルのファイル名は、
「医療機関コード+ベースアップ評価料届出」とする。

【例】 0123456_ベースアップ評価料届出.xlsx

※メールが使えないなどのやむを得ない事情がある場合のみ、書面での提出も認められます。

※以上で、外来・在宅ベースアップ評価料（I）届出は完了です。

～届出後にご注意ください～

- 既に、外来・在宅ベースアップ評価料（I）を届出いる場合は、再提出は不要です。ただし「計画書」「報告書」は毎年提出が必要です。
- 令和8年度分の「計画書」提出の期限について
令和8年6月末までに同様の手順で厚生局に提出する。
- 令和7年度分の「報告書」提出期限について
令和8年8月末までに厚生局に提出する。
具体的な方法については、同様に厚生労働省特設ページの
「7. 賃金改善実績報告書様式（医療機関用・訪問看護ステーション用）」を
ご確認ください。